

# さくら通信 4月号

2024年4月  
No.232

発行

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
(株)さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

## ソメイヨシノ



さくらの季節になりました。例年、事務所前の佐古小学校の桜並木にもきれいな花が咲き乱れます。子どものころは、さくらにそれほど興味は無かったのですが、大人になるとさくらの良さが何となくわかりました。特に、ソメイヨシノの淡いピンクの花が満開になると、なんとも言えない幸せな気持ちになります。今年も、できれば花見で一杯といきたいところです。

(孝志洋)



## 所得税・個人住民税の定額減税について

令和6年度税制改正において、「所得税・個人住民税の定額減税」が1年限りの特別減税策として創設されました。所得税、住民税合わせて1人あたり最低4万円が減税されますが、年末調整時ではなく期中での実施となるため企業の事務負担増や、実務上の混乱は避けられません。特に給与計算を担う方は、ミスのないよう十分な事前確認が必要です。

### 【改正の概要】

令和6年分の所得税・個人住民税について、以下の金額の合計額が控除されます。ただし、令和6年分の合計所得金額が1,805万円を超える人は対象外です。

### 【特別控除額】

	①	本人	所得税3万円・住民税1万円
所得税 個人住民税	②	控除対象配偶者 又は扶養親族(国外居住者を除く)	1人につき 所得税3万円・住民税1万円



### 【例：給与所得者の場合の控除方法】

所 得 税	個人住民税(特別徴収)
<ul style="list-style-type: none"><li>令和6年6月以降の最初の給与支給時に源泉徴収される税額から特別控除額を控除。</li><li>令和6年6月の給与支給時に控除しきれなかった場合は、控除額が翌月、翌々月へと繰り越され順次控除される。</li><li>令和6年分の年末調整の際に、年税額から特別控除の額を控除し再計算を行う。</li><li>給与等の支払者は源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和6年6月の給与支給時には会社で源泉徴収しない。</li><li>特別控除額を控除した個人住民税額の11分の1を、令和6年7月から令和7年5月まで毎月源泉徴収する。</li><li>源泉徴収する税額は地方公共団体が計算し、令和6年度分の給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)で会社に通知される。</li></ul> <p>(注) 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く。)については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。</p>

給与所得者以外にも、個人事業主や年金受給者にも減税の範囲は及びます。それぞれについて、年度途中・年末調整・確定申告の際の処理が異なりますので、留意が必要です。

詳しくは、国税庁HP「定額減税 特設サイト」で確認、または弊社担当までお問い合わせください。

(大寺)

## I.【働き方改革】基礎知識マトメ

### 1.【働き方改革】基本的な考え方

働く方が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革

### 2.目的

- ① 長時間労働の是正と多様な働き方の実現
- ② 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保



## II.2024年の法改正(2024/4/1～)

### 1.労働条件明示のルール(4項目追加) → 労働条件通知書も変更

### 2.時間外労働の上限規制の適用

- ① 自動車運転の業務 特別条項付き三六協定 上限規制960時間/年
- ② 工作物の建設事業 上限規制は全て適用  
特別条項付き三六協定(特別な事情・上限規制)
  - 720時間/年(月平均60時間)
  - 100時間未満/単月(法定休日労働含む)
  - 80時間以内/複数2～6ヵ月平均(法定休日労働含む)
  - 限度時間超えは年6回まで(災害時100時間未満/単月・80時間以内/複数2～6ヵ月平均の適用無)
- ③ 医業に従事する医師
  - 一般業務 特別条項付き 上限規制 960時間/年
  - 指定業務 特別条項付き 上限規制 1860時間/年
  - 追加的健康確保措置必要
  - 医師の応召義務との関係
- ④ 鹿児島県及び沖縄県の砂糖製造業

### 3.裁量労働制の導入・継続における手続き変更

- ① 専門業務型
- ② 企画業務型

### 4.障害者雇用法定雇用率の変更 民間企業 2.3%(43.5人以上) → 2.5%(40.0人以上)

## III.雇用保険(改正予定 2025/4/1～)

- ① 基本手当の給付制限見直し 給付制限 2ヵ月 → 1ヵ月
- ② 育児給付の給付率引上げ(子の出生後、両親が共に一定期間以上の育児取得 → 28日間限度・実質100%給付)
- ③ 育児時短就業給付 時短勤務(2歳未満の子) → 賃金の10%上乘せ
- ④ 高齢雇用継続給付(現行) 賃金の15%支給(61%未満の賃金低下が上限)  
(2025/4/1) 賃金の10%支給(64%未満の賃金低下が上限)  
※ 75%以上の場合は不支給

## IV.社会保険

### 1.健康保険・厚生年金保険の適用拡大 2024/10/1～被保険者の総数51人以上適用

- ① 条件(すべて) ● 所定労働時間20時間以上/週 ● 雇用期間2ヵ月超の見込み ● 賃金月額8.8万円以上 ● 学生でない
- ② 厚労省の「年収の壁・支援強化パッケージ」参照

### 2.年金関係

- ① 年金支給額 物価上昇に追いつかず、実質的には目減り 2024/4～
- ② 在職老齢年金(支給停止額)
  - 65歳未満(基本月額+総報酬月額相当額) ≤ 48万円(65歳以上と同じ)(2023/4～) ● 50万円(2024/4～)
- ③ 在職時改定制度(65歳以上70歳未満) → 毎年10月分の年金から改定
- ④ 老齢年金の繰上げ 減額率0.5% → 0.4%(昭37/4/2以降生)
- ⑤ 老齢年金の繰下げ 増額率0.7% 上限年齢75歳(昭27/4/2以降生・受給権発生日が平29/4/1以降)

## V.各種保険料率

- ① 雇用保険料率(変更無) ● 一般 労6/1000 事9.5/1000 ● 建設 労7/1000 事11.5/1000
- ② 健康保険料率(2024/3) 10.19%(↓0.06%)
- ③ 介護保険料率(2024/3) 1.60%(↓0.22%)
- ④ 厚生年金保険料率 18.300%(変わらず)
- ⑤ 労災保険料率(2024/4)業種平均で0.1/1000引下げ(引下げ17業種 引上げ3業種)

## VI.その他

### 1.最低賃金(2023/10/1～)896円(徳島県)

### 2.育児介護休業法

- ① 出生時育児休業(産後パパ)2回分割可+1歳までの育児2回分割可 = 最大4回に分割可

### ② 社会保険料の免除

- 同月内に短期間の育児休業等を取得している場合の取扱い  
→ その月の末日が育児期間中に加えて、14日以上育児休業等を取得した場合 → 当該月の月額保険料免除
- 連続する二以上の育児休業等を取得している場合 → その全部を一つの育児休業等とみなし、保険料免除
- 賞与月に育児休業等を取得している場合 → 連続した1ヵ月超の育児休業等に限り賞与保険料免除

※ 2024/2/8 令和6年度春研修会の資料追加訂正をお願いします。

- 10ページ(2)在職老齢年金(2022/4～) 47万円 → 追加(2023/4～)48万円
- 追加(2024/4～)50万円

# 資産税係 事業承継税制…令和6年度改正について

「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度」の特例承継計画および「個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」の個人事業承継計画の提出期限が、下記の通りそれぞれ2年延長されました。

	改正前	改正後
特例承継計画(法人)	令和6年3月31日	令和8年3月31日
個人事業承継計画(個人)	令和6年3月31日	令和8年3月31日

今回の改正でそれぞれの計画の提出期限は延長されますが、事業承継計画等に基づく相続・贈与の実行期限は従来どおり令和9年12月31日のままで、延長されておられませんのでご注意ください。

(坂田)



## 4月の社会保険労務

### ■ 4月30日

- 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満1月～3月分>(労働基準監督署)
  - 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
  - 預金管理状況報告(労働基準監督署)
  - 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
  - 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
  - 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- ※世界保健デー(7日)



## 4月の税務

### ■ 4月10日

1. 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

### ■ 4月15日

2. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出  
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは  
4月15日までに関係の市町村長に要届出

### ■ 4月30日

3. 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
4. 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
5. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

7. 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

8. 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9. 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

### ■ 4月中において市町村の条例で定める日

10. 軽自動車税(種別割)の納付 賦課期日…4月1日

11. 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付

### ■ 4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間

12. 固定資産課税台帳の縦覧期間

### ■ 市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等

13. 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出

## 申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて

国税に関する手続等の見直しの一環として、書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押なつを令和7年1月から行わないこととなりました。

申告書を提出した事実等については、書面申告の方も含め、申告書等情報取得サービスや保有個人情報の開示請求、納税証明書の交付請求、閲覧申請による確認が可能です。

※ 電子申告(e-Tax)の方は、受信通知により申告書を提出した事実等の確認が可能です。

(大下)

## リスマネ委員会 企業が重視するリスク：巨大地震

先日、能登半島地震が発生した際、建物の倒壊に加えて、津波や火災による被害も甚大でした。自然災害は、誰の身にも起こりうることです。今回は、巨大地震に備え、会社を守るために「地震保険」についてお話しします。

企業向け地震保険は、事業の継続性や復旧力を高めるために重要なものです。地震によって建物や設備が損壊した場合、保険金が支払われることで、修理費用や再建費用を賄うことができます。また、地震によって営業ができなくなった場合、保険金が支払われることで、固定費や人件費などの損失を補填することができます。

大地震に遭ったら、以下の3種類の損害が発生する可能性があるということが挙げられます。

- 建物、設備・什器等の資産の損失
- 休業による損失
- 将来にわたる売上の喪失(企業損害)

企業向け地震保険は、企業の窮地を金銭面でカバーする大きな保険金が担保されますので、保険料も高くなりますが、これを機に一度検討してみてもいいかもしれません。



(さくらビジネス)

## 国税庁からののお知らせ 納付書の事前送付の取りやめについて

国税庁は、e-Taxにより申告書を提出している法人などについて、令和6年5月以降に送付する分  
から、納付書の事前の送付を取りやめます。

納付書を使わずに納付ができるダイレクト納付などのキャッシュレス納付の手続を利用すること  
ができますので、是非ご利用ください。ダイレクト納付の利用を開始するには、税務署へダイレクト  
納付利用開始届出書の提出が必要です。ダイレクト納付利用開始届を提出してから、利用可能となる  
までに少し時間がかかりますので、早めの届出をお願いいたします。

また、今後も納付書で納付する場合には、必ず税務署で入手した所定の納付書をご使用いただきま  
すようお願いいたします。

なお、源泉所得税の徴収高計算書や、消費税の中間申告書兼納付書については、引き続き送付される予定となっております。

(孝志茜)



## 研修会 WEB配信のご案内

～ 2024.02.08 at あわぎんホール～

令和6年2月8日(木)に開催いたしました、弊社主催の研修会にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。  
今回の内容が皆さまのご活躍の一助となれば幸いです。

研修会の動画と資料をホームページ及びYouTubeに掲載しております。  
ぜひご覧ください。

★「労働・社会保険関係 改正のポイント」  
さくら社会保険労務士法人 社会保険労務士 竹内 政代  
<https://youtu.be/xJHFwGZp3n8?si=PcjplBveoeS-rIRR>

★「令和6年度税制改正大綱のポイント」  
さくら税理士法人 公認会計士・税理士 大寺 健司  
[https://youtu.be/M8OPfQUN\\_6o?si=yQjdA7Je8fAMqueZ](https://youtu.be/M8OPfQUN_6o?si=yQjdA7Je8fAMqueZ)

ホームページ  
<http://www.skr39.co.jp/>



## るさんじ 京都紀行① 蘆山寺一紫式部の邸宅跡

NHK大河ドラマ『光る君へ』の紫式部が居住し、源氏物語を執筆したとされている寺院。京都御  
所のすぐ傍という中心街にあり、藤原道長の家も近かった。下級貴族の娘だが、割といい場所に住  
んでいたようだ。思いの外(ほか)観光客が多く、参拝に時間がかかった。テレビの影響と思われる。  
(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には  
万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づい  
て損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷  
するものではありません。

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
㈱さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメール : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)  
TEL : 088-625-2556  
FAX : 088-654-1181

発行